

仕 様 書 (リース)

1 車 種	乗用車、ミニバンタイプ、5ドア、7～8人乗
2 規 格	(1) 総排気量 1,797CC以上 (2) 駆動方式 四輪駆動 (3) ミッション形式 オートマチックまたはCVT (4) 塗装 シルバー系、ホワイト系又はブラック系 2台すべて統一された色でなくても可 (5) 乗車定員 7人以上 (6) 環境対応 ハイブリッド車(ガソリン)又はクリーンディーゼル ハイブリッドガソリン: 排出ガス基準☆4以上、かつ燃費基準令和2年度以上 クリーンディーゼル: 排出ガス基準☆3以上、かつ燃費基準平成27年度+20%を満たすもの
3 年 式 指 定	令和6年以降(新車)
4 付 属 品	※付属品は純正品・社外品を問わない。 ① エアコン ② タイヤ(ホイール付、夏・冬、必要数) ③ スペアタイヤまたはパンク修理キット ④ 標準工具一式 ⑤ ブレード(夏・冬) ⑥ フロアマット(全席) ⑦ スノーマット(運転席を除く全席) ⑧ サイドバイザー ⑨ AM・FMラジオ ⑩ カーナビゲーションシステム(テレビ無) ⑪ ラゲッジトレイまたはラゲッジフルカバー ⑫ ドライブレコーダー(前方・後方2カメラタイプ、200万画素以上、画像データは外部記憶媒体を使用。なお、外部記憶媒体は受注契約者が用意すること)
5 リース料に含む項目	① 登録納車諸費用 ② 車両の取得、維持管理、廃棄等に伴う租税 ③ 自動車賠償責任保険 ④ 標準工具一式⑤ 任意保険 ⑥ 車検・車検付帯整備 ⑦ 法定点検・法定点検付帯整備 ⑧ 事故処理 ⑨ 事故修理(車両保険付保持) ⑩ 一般整備・一般修理・一般消耗部品交換 ⑪ オイル・油脂類交換(補充を含む) ⑫ バッテリー交換 ⑬ 夏・冬タイヤ必要数(交換及び保管) ⑭ 車検、法定点検及び修理(事故時含む)時の代替車
6 年間予定走行距離	10,000～13,000km(これを超過した場合でも、リース料の精算は行わない。)
7 借 受 期 間	令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 12 年 9 月 30 日 (60ヶ月)
8 借 受 台 数	2台
9 引 渡 場 所	札幌市手稲区土木センター(手稲区曙5条5丁目2-1)
10 保 管 場 所	札幌市手稲区土木センター(手稲区曙5条5丁目2-1)
11 保 険 等	(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注者の負担とする。 (2) 任意保険は、受注者の負担とし、下記による。 ① 年齢制限 無制限 ② 対人保険 無制限 ② 対物保険 無制限(免責額なし) ③ 搭乗者保険または人身傷害保険 1名につき3,000万円 ④ 車両保険 時価(免責額なし) ⑤ 交通事故賠償関係示談サービス付 ⑥ 公用車割引、フリート付のこと ⑦ 任意保険証書の写しを車検証に添付する。
12 メンテナンス等	(1) 車検及び法定点検は、受注者の責任において確実に実施すること。 (2) 車検、法定点検及び修理の期間中は、同等の代替車を用意すること。 (3) 事故処理及び車両の修繕は、札幌市の指示に従い、受注者の責任において確実に履行すること。 (4) 夏・冬タイヤの組み替えは、札幌市の指示に従い受注者が行うこと。 なお、タイヤの使用期間は新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合でも安全走行に耐えない摩耗または劣化が認められる場合にはすみやかに交換を行うこと。 また、交換後のタイヤについては、受注者が保管すること。 (5) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料費及び洗車費用は札幌市の負担とし、その他要する経費は、受注者の負担とすること。 (6) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び受注者の双方とも容器内100%とする。 (7) 車両引渡、リース期間終了後の保管場所からの引取りは受注者の責任において行うこと。 (8) 本件賃貸借契約及び本仕様書に定めのない事項並びに契約履行上疑義が生じたときは、札幌市及び受注者双方協議の上決定すること。
13 そ の 他	(1) 期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料の変更は行わない。 (2) 賃貸借期間満了後における賃借物件の買取または再リースについて、当事者は協議することができるものとする。 (3) 借受開始日(納車日)に納車できない場合は、同等の代替車を用意し、その費用は受注者の負担とする。